

現行						
当該工事		別工事	請負金額4,000万円未満 (建築一式は8,000万円未満)		請負金額4,000万円以上 (建築一式は8,000万円以上)	
			現場代理人	主任技術者 (監理技術者※1)	現場代理人	主任技術者 (監理技術者※1)
請負金額 4,000万円未満 (建築一式は8,000万 円未満)	現場代理人		×	×	×	×
	主任技術者 (監理技術者※1)		×	可 (条件1)	×	×
請負金額 4,000万円以上 (建築一式は8,000万 円以上)	現場代理人		×	×	×	×
	監理技術者 (監理技術者※1)		×	×	×	×

※1 : 当該工事と別工事合わせて下請け総額4,500万円(建築一式は7,000万円)以上

条件1 : 請負金額4,000万円(建築一式は8,000万円)未満の工事は、合計請負金額が4,000万円未満であれば3件まで兼任可(建設業法施行令第27条第2項。3件は内規)

変更後						
当該工事		別工事	請負金額4,000万円未満 (建築一式は8,000万円未満)		請負金額4,000万円以上 (建築一式は8,000万円以上)	
			現場代理人	主任技術者 (監理技術者※1)	現場代理人	主任技術者 (監理技術者※1)
請負金額 4,000万円未満 (建築一式は8,000万 円未満)	現場代理人		可 (条件2)	可 (条件2)	可 (条件2)	×
	主任技術者 (監理技術者※1)		可 (条件2)	可 (条件1)	×	可 (条件3or4)
請負金額 4,000万円以上 (建築一式は8,000万 円以上)	現場代理人		可 (条件2)	×	可 (条件2)	×
	主任技術者 (監理技術者※1)		×	可 (条件3or4)	×	可 (条件3or4)

※1 : 当該工事と別工事合わせて下請け総額4,500万円(建築一式は7,000万円)以上

条件1 : 請負金額4,000万円(建築一式は8,000万円)未満の工事は、合計請負金額が4,000万円未満であれば3件まで兼任可(建設業法施行令第27条第2項。3件は内規)

条件2 : 現場代理人の常駐義務の緩和(公共工事標準契約請負約款第10条第3項 発注者の判断により現場代理人の常駐義務緩和)

条件3 : 契約工期の重複する複数の請負工事、またはそれぞれの工事の対象となる工作物等に一体性がある場合、兼任可(監理技術者制度運用マニュアル三(2))

条件4 : 監理技術者の職務を補佐するもの(監理技術者補佐)を配置した場合、兼任可(建設業法第26条第3項、令第29条)

## 変更のイメージ

- (1) 非専任の主任技術者の複数工事の兼務について  
(A氏が複数工事の主任技術者を兼務する場合)

現行

	現場代理人	主任技術者	判定
1 工事	B 氏	A 氏	○
2 工事	C 氏	A 氏	○

	現場代理人	主任技術者	判定
1 工事	A 氏	A 氏	○
2 工事	B 氏	A 氏	×

※1 工事のみ現場代理人と主任技術者の兼務が可



変更

	現場代理人	主任技術者	判定
1 工事	A 氏	A 氏	○
2 工事	A 氏	A 氏	○
3 工事	B 氏	A 氏	○

※現場代理人の兼務は 2 件まで。主任技術者の兼務は 3 件まで。

- (2) 専任の主任技術者の複数工事の兼務について  
近接関連工事（工事の対象となる工作物に一体性もしくは連続性が認められる工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が 10k m 程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合）のみ対象

(A氏が複数工事の専任の主任技術者を兼務する場合)

現行

	現場代理人	主任技術者（専任）	判定
1 工事	A 氏	A 氏	○
2 工事	主任技術者（専任）の兼務は不可		



変更

	現場代理人	主任技術者（専任）	判定
1 工事	A 氏	A 氏	○
2 工事	A 氏	A 氏	○

※現場代理人の兼務は 2 件まで。主任技術者（専任）の兼務は 2 件まで。

(3) 監理技術者の複数工事の兼務について  
(A氏が複数工事の監理技術者を兼務する場合)

現行

	現場代理人	監理技術者	判定
1 工事	A氏	A氏	○
2 工事	監理技術者の兼務は不可		



変更

	現場代理人	監理技術者補佐	監理技術者	判定
1 工事	A氏	B氏	A氏	○
2 工事	A氏	C氏	A氏	○

※現場代理人の兼務は2件まで。監理技術者の兼務は2件まで。  
監理技術者補佐の兼務は不可。